

豊中市乳児家庭全戸訪問事業（豊中市こんにちは赤ちゃん事業）実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、もって乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とする。

（名称）

第 2 条 豊中市乳児家庭全戸訪問事業(以下「訪問事業」という。)の名称は、「豊中市こんにちは赤ちゃん事業」とする。

（事業の委託）

第 3 条 市長は、訪問事業の一部を委託することができる。

（対象家庭）

第 4 条 訪問事業の対象とする家庭（以下「対象家庭」という。）は、豊中市内に住所を有する生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭とする。

（訪問員）

第 5 条 対象家庭を訪問する者（以下「訪問員」という。）は、第 3 条による受託者（「こんにちは赤ちゃん訪問員」という。）、地域を担当する保育教諭、看護師、こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課に所属する保健師若しくは助産師、又は主任児童委員等とする。

（実施内容）

第 6 条 対象家庭に対し、次の支援を実施する。

- (1) 子育て支援に関する情報提供
- (2) 育児に関する不安や悩みの把握及び相談
- (3) 要支援家庭に対する提供サービスの検討及び他の部局又は他の関係機関（以下「関係機関等」という。）との連絡調整

（母子保健法に基づく訪問指導との関係）

第 7 条 訪問事業の実施に際しては、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 11 条に規

定する新生児の訪問指導との整合を図り、同法に基づく訪問指導が必要な場合には、本実施要綱の規定に関わらず、これを優先的に実施するものとする。

(訪問結果の報告)

第 8 条 訪問員は、訪問事業を実施したときは、「こんにちは赤ちゃん事業訪問記録票」を作成し、市長に報告するものとする。

2 前項の訪問事業の実施により、訪問員が関係機関等との連携が必要と認めるときは、「こんにちは赤ちゃん事業名簿・報告書」を作成し、市長に報告するものとする。

(ケース検討会議)

第 9 条 市長は、前条第 2 項の報告書に基づき、必要と認めるときは、関係機関等に報告し、又は関係機関等とケース検討会議を開催し、適切な支援を行うものとする。

2 ケース検討会議について必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 10 条 訪問者及び関係機関等は、訪問事業により知り得た個人情報については、豊中市個人情報保護条例（平成 17 年豊中市条例第 19 号）の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

(事務局)

第 11 条 訪問事業の事務局は、こども未来部はぐくみセンターこども支援課に置く。

(その他)

第 12 条 訪問事業の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。